

令和 3 年 6 月 14 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01372

研究課題名（和文）契約の履行段階における信義則の基礎的研究 契約法理の構造化への一視点

研究課題名（英文）Good faith in contract performance

研究代表者

山城 一真（YAMASHIRO, Kazuma）

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：00453986

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、日本法とフランス法における契約に関する法的規律の比較考察を行い、契約の履行段階において適用される信義誠実の原則（信義則）がどのような役割を果たしてきたかを検討した。具体的には、フランス法における信義則論が、契約の拘束力の原則とどのような関わりをもちながら展開されてきたかを、法理の沿革と現状にかんがみて考察した。以上の成果により、日本法における信義則論の適用領域とその機能を考察するための体系的な視点として、信義則を、契約目的を支持・補強するものと、契約当事者に対して誠実な行為を義務づけるものと二分することが有用であるとの知見が得られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

信義則をめぐる従来の議論においては、裁判官の制定法に対する関係という視点からその理論的・体系的な位置づけを明らかにする研究が広く知られている。しかし、契約法における実用法学的な役割を考察する際には、広汎にわたる信義則の適用例が羅列的に挙示されることが少なくなく、体系的な整理が十分に行われていたとはいえない。本研究の成果は、契約の履行段階における信義則の機能に焦点を絞って、これを体系的に捉えるのに資する視点を提示することを試みたものであり、信義則の広汎な適用領域を整理することについて、一定の学術的意義を有し得るものである。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is to elucidate the role of the principle of good faith in the contract execution phase, based on a comparative study of French law and Japanese law. More precisely, we consider the development of this principle in French law having regard to its doctrinal origin and its current function. As a result of this research, we propose that, in Japanese law, the domain and function of the principle of good faith can be divided into two types: on the one hand, those which support and consolidate the finality of the contract and, on the other hand, those which require each of the contracting parties to adopt loyal and consistent behavior.

研究分野：民法

キーワード：契約法 信義誠実の原則 フランス法 契約の履行 権利濫用 形成権

1. 研究開始当初の背景

(1) 契約法における信義則(民法1条2項)の役割をめぐっては、従来、裁判官の制定法に対する関係という観点から、その機能を「職務的機能」「衡平的機能」「社会的機能」「権能授与的機能」に分類して考察する議論が知られてきた。しかし、実用法学的な観点からの考察においては、広汎にわたるその適用領域が羅列的に挙示されるにとどまることが少なくなく、契約法の領域に限ってみても、信義則が果たす役割を適切に把握することは困難であった。そのため、契約の履行段階に適用される信義則の実用法学的な意義・役割を明らかにするためには、一定の体系的・論理的視点から信義則の役割を考察する視点が要請されてきたといえる。

(2) 現在の法状況のもとでは、契約の履行段階における信義則の役割について、相反する二つの傾向が看取されると考えられる。判例を素材としてその内容を示すと、次のとおりである。

最判昭和46・12・16民集25-9-1472は鉾石の継続的売買契約において、信義則を根拠として売主の引取義務を認めた。しかし、これと同様の帰結は、契約の解釈によっても導出することができ、そうすることがむしろ適切であったとの指摘がある。これは、(a)信義則を契約法理(契約の解釈)に統合する可能性を示唆するものであり、かつ、(b)両者のいずれを適用するかによって異なる帰結が導かれるものではない。

最判平成23・4・22民集65-3-1405は、契約締結過程における情報提供義務違反につき、信義則に基づく債務不履行責任の発生を否定し、不法行為責任による規律が適用されるとした。そこでは、(a)信義則を契約法理(債務不履行法)から分離する解決が志向され、かつ、(b)それによって、契約法理とは異なる帰結(時効期間・損害賠償の内容等)が導かれている。

このように、信義則の適用をめぐっては、一方では、それが契約の解釈の問題に吸収される局面がみられるとともに、他方では、それが不法行為法の問題へと吸収される局面がみられる。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、以上の二局面のなかに、契約の履行段階における信義則の役割を体系化するための視点が含まれているとの仮説をもとにして、次の二つの側面から信義則論の考察することを構想したものである。

第一は、当事者が契約を締結した目的(以下、「契約目的」という)を探究・助長するために、「明示の合意」に現れない事情を契約内容に取り込む作用を果たす信義則である。ここでは、信義則は、契約目的を支持し、これに即して契約規範の内容を方向づける役割を果たす。したがって、この場面における信義則の効果は、契約債務の設定・修正にまで及ぶことがある。具体的には、契約解釈の基準として援用される信義則がこれにあたる。このような役割を果たす信義則は、契約規範の作用を助長する点で、契約法理に統合され得るものである(これを仮に「契約の信義則」とよぶ)。

第二は、契約当事者に対して誠実な行為を要請する作用を果たす信義則である。ここでは、信義則は、契約それ自体ではなく、契約による接触を契機とする一般的義務の発生根拠としての役割を果たす。したがって、その効果は損害賠償・失権に向けられ、債務の設定・修正には及ばない。具体的には、保護義務・協力義務等、契約の履行段階において要請される諸種の行為義務の根拠として援用される信義則がこれにあたる。このような役割を果たす信義則は、契約そのものではなく、契約当事者の行為に着目する点で、契約法理から分離される(これを仮に「契約当事者の信義則」とよぶ)。

(2) 従来の研究では、上記 については、契約規制の根拠として「合意か信義則か」が択一的に問われ、上記 については、行為義務違反の性質として「信義則か不法行為か」が択一的に問われがちであった。本研究においては、そうした問題設定に疑義を向け、 につき、合意と信義則をともに契約目的の実現に向けて協働するものと位置づけることで、信義則の契約法理への統合の基礎づけを与えること、 につき、信義則の作用が契約外の一般的義務を付加するにすぎないことを確認することで、信義則の契約法理からの分離の基礎づけを与えることを目指した。

3. 研究の方法

信義則が有する以上の二つの側面を考察するために、本研究においては、主にフランス法との比較法研究に基づく知見を獲得することを計画した。具体的には、計画前期においては、代表者がパリ第1大学において在外研究を行っていたため、現地の研究者との間での意見交換を中心として、フランス法における信義則をめぐると議論の現状を追跡するとともに、機会をみて研究報告を実施した。その後、計画後期においては、前期中に収集した文献資料に基づく研究を継続するとともに、フランスにおける信義則論の展開に重要な寄与をした研究者を招聘し、意見交換を行う等の活動を行った。

4. 研究成果

本研究の成果は、部分的には既公開の論稿によって提示されているが、多くはいまだ公表の用意が整わない状態にある。以上の課題設定に基づいて検討されるべき問題が多岐にわたるもの

であり、研究成果をまとめるのに時間を要することがその主因であり、こうした進行状況は、研究計画段階においても予定されていたところでもある。依然としてまとまりを欠くが、計画期間中に得られた主な知見を挙示すれば、次のとおりである。

(1) 日本法において信義則の適用領域として扱われる問題は、フランス法においては旧 1134 条 3 項（現 1104 条）および旧 1135 条（現在 1194 条）という二つの規範によって扱われている。したがって、まず、両者がそれぞれどのような問題を扱うものとして構想されたかを考察することが重要であると考えた。この点については、次のような知見を得た。

民法典の起草過程および 19 世紀の学説に即してみれば、両規定は、今日においては意思自律の原理の修正原理としての役割を担わされることがあるのに対して、19 世紀の学説においては、契約に拘束力が認められることのコロラリーとして位置づけられてきた。さらに、意思自律の原理の批判者とみられる 20 世紀初頭の論者においても、上記の二規定が意思自律の原理に対抗するものと位置づけられたわけではなかった。これらの規定は、附合契約の規律や契約の欠缺補充の問題を論じる際に手がかりとされたが、その際にも、契約の拘束力と信義則との連続性が強く意識されていた。

以上の状況において、20 世紀前半の学説により、1134 条 3 項によって契約当事者間の協働が義務づけられるとの見解が提示されるに及んで、信義則の機能を、契約の拘束力からは独立したものとして考察する傾向が生じた（信義則の「発見」）。しかし、そこでも、信義則は、契約の拘束力の原則に対抗するものと位置づけられたわけでは必ずしもなく、これを(a) 契約の目的を支持・促進するものと、(b) 契約当事者に誠実な行為を命ずるものとに類別する研究が、20 世紀前半に提示された。以後、フランス法において信義則論（の関連領域）を扱う研究においては、この分類が基本的に踏襲され、両者の関係をどのように理解するかが、現代における信義則論においても大きな焦点とされてきた。

(2) 近年、二つの信義則が改めて論じられるようになった契機は、破毀院商事部 2007・7・10 判決の登場にある。

同判決は、「合意は信義に従って誠実に履行されなければならないとの準則により、裁判官は、契約上の特権の不誠実な行使を制裁することができる。しかし、この準則は、当事者間において適法に合意された権利および債務の実質そのものを害することを許すものではない」との定式が示されたことにある。この判決は、エネスによって提唱された信義則理解を採用したものであり、信義則によっては契約内容が変更されることはなく、ただ、契約内容を実現するために、契約目的に沿った行為をすることを当事者に要請するところに見出されるとの見方を示すところにその意義を有するものであり、契約の目的を支持・促進するという側面に焦点を当てて信義則の役割を捉えたものといえる。しかし、こうした見方は、とりわけ契約における連帯主義の陣営からの批判に晒されており、この問題をめぐる応接が、近年の連帯主義的契約理論の展開における一つの焦点とされてきた。

これを承けて、契約目的に沿った行動の義務づけがどのように行われるかが問題となる。これについては、契約におけるユニラテラリズム（unilatéralisme）とよばれる議論の傾向がみられる。ここでは、契約関係において、一方の当事者が法律関係を変動させる権限（つまり、形成権）を与えられている場合につき、その行使についてどのような規制が行われるべきかという問題が論じられてきた。ここでは、契約上の特権の失権という効果をもたらす規律が構想されており、契約当事者に誠実な行為を命ずるものとしての信義則の役割は、主にこの点に焦点を当てて論じられていた。もっとも、「誠実な行為」の内容については、契約上の特権の失権が正当化されるのは、当事者の行為が契約の目的の達成を阻害する限りにおいてであり、一般的な注意義務違反は、損害賠償義務を基礎づけるにすぎないとの見解が有力に提示されていた。

(3) 以上のほか、フランス法における信義則論（旧 1134 条 3 項の適用場面のほか、旧 1135 条の適用場面を含む）の主要な適用場面のいくつかにつき、学説・判例の分析を通じてその展開の過程を明らかにしてきた。

これに対して、以上の成果から、日本法における議論に対するどのような示唆を得ることができるかについては、なお成果の概略を示し得るまでに研究が熟していない。けれども、信義則の機能を、(a) 契約の目的を支持・促進するものと、(b) 契約当事者に誠実な行為を命ずるものとを区別するというフランス法における分析方法には、日本法の展開のなかに看取される「契約の信義則」と「契約当事者の信義則」とに対応する視点が含まれているとみており、この知見に即して研究成果を取りまとめることが、本計画終了後、当面の課題となるものと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 YAMASHIRO, Kazuma	4. 巻 171(juin 2019)
2. 論文標題 Un aperçu de la reforme du droit des contrats au Japon	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Lamy Droit civil	6. 最初と最後の頁 41-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 山城一真	4. 巻 1152
2. 論文標題 共有法の基礎理論とその課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 38-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 馬場圭太 = 荻野奈緒 = 齋藤由起 = 山城一真	4. 巻 30
2. 論文標題 立法紹介 (2016年債務法改正オールドナンスの追認 契約法、債務に関する一般的制度及び証拠 [法] を改正する2016年2月10日のオールドナンスを追認する2018年4月20日の法律第287号)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 142-153
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 山城一真	4. 巻 44
2. 論文標題 フランス契約法における「与える給付」概念	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 慶應法学	6. 最初と最後の頁 175-211
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山城一真	4. 巻 784
2. 論文標題 「契約とは何か」を考える	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 31-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山城一真	4. 巻 20
2. 論文標題 土地の譲受人による使用借主に対する建物収去明渡請求の権利濫用該当性と立退料の支払	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民事判例	6. 最初と最後の頁 58-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山城一真	4. 巻 54-2
2. 論文標題 ローラン・エネス「フランス法における契約上の特権 (prerogatives contractuelles)」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 27-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山城一真	4. 巻 9
2. 論文標題 契約当事者の判断能力と消費者契約法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 消費者法研究	6. 最初と最後の頁 83-110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 山城一真
2. 発表標題 共有法の基礎理論とその課題
3. 学会等名 日本私法学会第83回大会（シンポジウム）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 YAMASHIRO, Kazuma
2. 発表標題 La reforme du droit des contrats au Japon. La theorie generale du contrat a-t-elle pu contribuer a la reforme du Code civil ?
3. 学会等名 Universite de Rouen, M2 droit fiscal
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 YAMASHIRO, Kazuma
2. 発表標題 La reforme du droit des obligations et des contrats au Japon
3. 学会等名 Seminaire de l'Institut de Recherche Juridique de la Sorbonne (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 YAMASHIRO, Kazuma
2. 発表標題 La theorie generale du vice de consentement a la lumiere du droit de la consommation
3. 学会等名 Droit commun des contrats et droit economique : influences reciproques en droit francais et en droit japonais
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 民法理論の対話と創造研究会	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 336 (うち1-27)
3. 書名 民法理論の対話と創造	

1. 著者名 道垣内 弘人、片山 直也、山口 斉昭、青木 則幸	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 832 (うち1-67)
3. 書名 社会の発展と民法学 下巻	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------